

利用者No. _____

居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」という）と、有限会社 青空（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援事業について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受け、介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者にかかる居宅サービス計画の作成、また利用者に対し当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が保護されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図る。

（契約期間）

第2条

1. この契約は平成 年 月 日に開始され、利用者の要介護認定の有効期間が本契約開始の日以降最初に満了する日に終了する。
2. 本契約の終了の日までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、本契約は、本契約終了の翌日から要介護認定の有効期間が満了する日までは自動更新されるものとする。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者にかかる居宅介護支援を担当する者（以下、「担当介護支援専門員」という）として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知する。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を担当介護支援専門員に担当させ、利用者との合意のもとで居宅サービス計画の作成を支援し、その写しを交付する。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、利用者が居宅サービスを利用することにより解決すべき課題を把握する。
- (2) 利用者が自らの意思で適切なサービスを利用できるよう、指定居宅サービス事業者等の提供するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者およびその家族に提供する。
- (3) 利用者の利用に供するにあたっての各サービスの目標、当該目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画の原案に記載した指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する支援を行う。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当介護支援専門員に担当させる。

- (1) 原則として、毎月一度居宅を訪問し、利用者およびその家族と面接し、利用者の状態および利用者に対するサービス提供の状態等の経過の把握に努め、再評価を行う。
なお、前記の再評価の結果等に基づき、居宅サービス計画変更、要介護認定区分変更申請等が必要な場合は適切な支援を行う。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者の連絡調整を行う。

(介護保険施設の紹介等)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介等を行う。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更する。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、神奈川県国民健康保険団体連合会に提出する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

(サービスの提供の記録)

第10条

1. 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援にかかる指定居宅サービス等の提供に関する記録を作成することとし、これを本契約終了後5年間保管する。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関するサービス実施記録を閲覧することができる。
3. 利用者は、利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。
4. 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、利用者の直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付する。

(料 金)

第 11 条 本契約に基づく居宅介護支援の料金は以下の通りとする。

- (1) 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始後以降、厚生労働大臣の定める基準による金額とする。
ただし、法定代理受領により事業者の居宅介護支援に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はない。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われな
ない場合は、一旦、厚生労働大臣の定める基準による金額を事業者に支払い、事業者より発
行されるサービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出し、料金の払い戻しを受ける。

(契約の終了)

第 12 条

1. 利用者は、事業者に対して、1 か月前までに文書で通知することにより、いつでも本契約を
解約することができる。
2. 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場
合には、直ちにこの契約を解除することができる。
3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヵ月間の予告期間において
理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、
事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供する。
4. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難
い背信行為を行った場合、文書で通知のうえ、直ちに本契約を解除することができる。
5. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了する。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定されたとき
 - (3) 利用者が死亡したとき
6. 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する
他の居宅介護支援事業者、関係機関等への記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとする。

(秘密保持)

第 13 条

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の
生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第
三者に漏らしてはならない。
2. 事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上
知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
3. 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供する
サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることが
できるものとする。

(賠償責任)

第 14 条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の
生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。

ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではない。

(身分証携行義務)

第 15 条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示しなければならない。

(相談・苦情窓口)

第 16 条

1. 利用者は、本契約に基づく居宅介護支援および居宅サービス計画書に基づいて提供された指定居宅サービス等に関する苦情がある場合には、事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。また、国民健康保険団体連合会に対しても、苦情を申し出ることができる。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
3. 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはしないものとする。

(体調不良・急変時の対応)

第 17 条 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行う。

(善管注意義務)

第 18 条 事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行する。

(本契約に定めのない事項)

第 19 条

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者の双方が誠意をもって協議のうえ定める。

(裁判管轄)

第 20 条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

契約日 平成 年 月 日

契約者

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<立会人または代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(利用者との関係 _____)

事業者 住 所 横浜市金沢区泥亀1-15-2 ひいちやビル3階

法 人 名 有限会社 青空

代 表 者 代表取締役 山口 ひとみ 印

事業所 住 所 横浜市金沢区泥亀1-15-2 ひいちやビル3階

事業所名 青空ケアセンター (介護保険指定番号 1470800655 号)

管 理 者 清水 真理子 印